

一宮監公表第3号

平成30年11月6日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 井上文男

一宮市監査委員 水谷千恵子

補助金等交付団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体である地域づくり協議会及び団体への補助金等交付事務所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

補助金等交付団体の監査結果報告

1 監査対象

- ・地域づくり協議会の平成 29 年度の事務執行状況のうち、一宮市より交付している補助金等（地域づくり協議会交付金・地域づくり協議会提案事業交付金）に係る出納その他の事務の執行状況
- ・前記に係る市民協働課の補助金等交付事務、並びに市民協働課、危機管理課、福祉課、高年福祉課、青少年育成課、清掃対策課及び生涯学習課の会計関係書類確認等の事務

2 監査場所

監査事務局

3 監査実施団体

向山連区、富士連区、北方町連区、今伊勢町連区、小信中島連区、朝日連区、木曾川町連区の各地域づくり協議会（22 団体中 7 団体）

4 実施年月日

平成 30 年 9 月 5 日から平成 30 年 11 月 2 日まで

5 監査の着眼点

○団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計経理上の責任体制は確立されているか。

キ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

○所管関係

- ア 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- イ 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ウ 補助金交付要綱等により補助金等の交付目的及び条件、対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

6 監査方法

平成 29 年度における地域づくり協議会交付金及び地域づくり協議会提案事業交付金（以下、「当該 2 交付金」という。）に係る出納その他の事務について、会計諸帳簿、証拠書類等の調査を行うとともに、団体関係者及び関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

7 監査結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

○ 事業の内容

ア 交付金の目的

地域づくり協議会の設置により、防犯、交通安全、福祉、生涯学習等多岐にわたる補助金等を一括交付金として交付し、連区内の各種団体が話し合い、一括交付金を地域の実情に合わせ、弾力的に配分し、事業を実施することを目的とする。

イ 監査実施団体の概要

	向山連区地域づくり協議会	富士連区地域づくり協議会				
設立年月日	平成21年12月13日	平成26年12月19日				
組織	役員会 ┌───┬───┐ │ 地域福祉部会 │ 安心安全部会 │ │ 地域振興部会 │ 健康づくり部会 │ └───┴───┘ 広報部会	役員会 ┌───┬───┐ │ 安全安心部会 │ 福祉部会 │ │ 学習部会 │ 広報部会 │ └───┴───┘				
主な事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業				
交付金の 決算状況		決算額	総事業費に 対する割合		決算額	総事業費に 対する割合
	総事業費	6,446,985円	—	総事業費	7,833,812円	—
	交付対象 事業費	5,304,558円	82.3%	交付対象 事業費	6,310,494円	80.6%
	市交付金	3,435,000円	53.3%	市交付金	3,677,000円	46.9%

	北方町連区地域づくり協議会	今伊勢町連区地域づくり協議会				
設立年月日	平成21年12月22日	平成23年12月15日				
組織	役員会 ┌ 健全育成部会 ─┐ 福祉部会 ┌ 安心安全部会 ─┐ 地域振興部会 └ 広報部会 ─┘	役員会 ┌ 生活安全部会 ─┐ 絆・福祉部会 ┌ 生涯健康部会 ─┐ 広報部会				
主な事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業				
交付金の 決算状況		決算額	総事業費に 対する割合		決算額	総事業費に 対する割合
	総事業費	8,805,493円	—	総事業費	16,045,393円	—
	交付対象 事業費	6,610,782円	75.1%	交付対象 事業費	13,760,767円	85.8%
	市交付金	3,977,000円	45.2%	市交付金	10,922,000円	68.1%
※提案事業含む						

	小信中島連区地域づくり協議会	朝日連区地域づくり協議会				
設立年月日	平成22年12月15日	平成24年12月20日				
組織	役員会 ┌ 福祉部会 ─┬─ 生活安全部会 │ 生涯学習部会 ─┘ 広報広聴部会	役員会 ┌ 生活安全部会 ─┬─ 福祉部会 │ 健康づくり部会 ─┘ 広報委員会				
主な事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業				
交付金の 決算状況		決算額	総事業費に 対する割合		決算額	総事業費に 対する割合
	総事業費	7,947,862円	—	総事業費	10,552,370円	—
	交付対象 事業費	5,783,761円	72.8%	交付対象 事業費	8,569,305円	81.2%
	市交付金	3,730,000円	46.9%	市交付金	6,341,000円	60.1%
※提案事業含む						

	木曾川町連区地域づくり協議会		
設立年月日	平成25年12月5日		
組織	役員会 ┌ 安全安心部会 ─┐ 活気部会 └ 思いやり部会 ─┘ 広報部会		
主な事業	①地域交通安全推進事業 ②地域防犯活動推進事業 ③防災訓練及び防災に関する事業 ④敬老会事業 ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ⑥見守りネットワーク事業 ⑦資源回収推進事業 ⑧各種公民館事業 ⑨学校外活動推進事業 ⑩広報事業		
交付金の 決算状況		決算額	総事業費に 対する割合
	総事業費	13,388,701円	—
	交付対象 事業費	11,226,997円	83.9%
	市交付金	7,456,000円	55.7%

当該2交付金に係る団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については留意されたい。

[留意事項]

- (1) 地域づくり協議会の一部の事業において、市から各団体に配布されている「会計関係帳簿検査で不都合となる会計処理の例」で、食糧費に係る支出について、反省会など食事を伴う場合は、1人当たり2,000円を限度とするよう指示されているにもかかわらず、それを超えて交付金から支出しているものがあつたので、適切な支出となるよう努められたい。
- (2) 一部の地域づくり協議会の公民館運営事業において、補助事業等完了報告書に添付されている収支決算書と公民館の総会資料に添付されている事業決算書が一致しないなど決算書類の中で整合性が取れない団体があつた。決算書類の作成にあたっては、説明責任が果たせるよう照合や点検を十分行い、収支の妥当性の確保に努められたい。
- (3) 一部の地域づくり協議会の公民館運営事業において、事業精算内訳書等の会計帳簿や出納簿の記載内容が不明瞭な団体があつた。会計帳簿や出納簿は、現金の収入、支出について、その理由や目的など詳細を明らかにすることで、事業資金を適正に管理するためのものである。現金は収入、支出の都度、出納簿に記帳し、出納を明らかにするとともに、会計関係書類は正確かつ明瞭に作成されたい。
- (4) 地域づくり協議会提案事業で取得した備品について、一宮市地域づくり協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）で地域づくり協議会提案事業備品台帳を提出しなければならないと規定されているにもかかわらず、提出しておらず、作成もしていない団体があつた。要綱で定められた書類は、漏れなく作成し、提出するよう留意されたい。
- (5) 設置要綱で、地域づくり協議会交付金（以下、「協議会交付金」という。）の交付申請その他の手続については、一宮市補助金等交付規則に準じるよう定めており、一宮市補助金等交付規則第11条第1項で、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了した日から1ヶ月以内に補助事業等完了報告書を市長に提出しなければならないとされているが、提出期限を超過している団体があつた。提出期限内に提出されたい。

当該2交付金に係る市の組織体制、制度設計には次のとおり不十分な点があると言わざるを得ないので、措置されたい。

[指 摘 事 項（措置を要する事項）]

- (1) 協議会交付金は、従前7つの課（市民協働課、危機管理課、福祉課、高年福祉課、青少年育成課、清掃対策課、生涯学習課）でそれぞれ交付していた補助金、交付金、委託料等を統合し、一括交付金としたという経緯があるが、設置要綱等では、各事業実施の主体や責任の所在が明確でなく、旧交付担当の7課の位置付けや、現在の交付担当課である市民協働課との関係も不明瞭である。

事実、交付金の交付決定や交付確定は市民協働課で行っており、対外的には市民協働課が事業実施の統括的な責任を持っていると捉えられるものの、市民協働課は、あくまで従来からの各担当課が主体となって事業を実施していると認識しており、一方で、各事業の担当課は、交付決定事務や完了報告書の審査等の交付確定事務に関わっておらず、交付金の予算を持っている市民協働課が事業実施の主体であると認識している。このように当該交付金に対する両者の考え方に隔たりが生じており、責任の所在が曖昧になっている現状は、横断的な交付金を扱うための市の組織体制、制度づくりが不十分であると言わざるを得ない。

各補助金等の統合後、年数が経過し、担当者も人事異動等により入れ替わり、旧補助金等を交付していた当時のことを知らない職員が事務を担うときに、各課で行っている確認作業や事業に関する事務の目的等が分からなくなってしまい、おざなりになってしまう懸念がある。

各課の役割、責任の所在を明確にするとともに、要綱に明記するなど体制を整備されたい。

- (2) 協議会交付金の使途に係る審査は、各団体から会計関係書類を取り寄せ、市民協働課や旧交付担当課において領収書等の確認をしている。しかしながら、設置要綱等で交付金の使途についての統一的な基準が定められていないため、事業によっては旧補助金等の規定に準拠するなどの取扱いにより提出書類の確認をしているのが現状であり、また、規定に定めのない経費については、それぞれの担当課が社会通念上認められるか否かで判断している。その結果、担当課ごとに審査基準に差が生じており、各団体の事業運営に混乱を招くことが懸念される。また、明確な基準が設けられていないがために、食糧費の取扱いなど、事業経費の一部で公金の使途として疑義が生じかねない支出が見られた。

各団体が交付金を使いやすいよう配慮するとともに、公金である以上、交付金の使途について然るべき最低限の統一基準を設け、団体への周知、指導に努

められたい。

また、協議会交付金の審査の一部について、交付確定後に行われていた。一宮市補助金等交付規則第12条で、交付金額の確定は、補助事業等の実績及び効果について、市が適合すると認めたときに確定するものとされているので、すべての審査を交付確定前に終わらせられるよう事務の改善を図られたい。

また、次の事項については留意されたい。

[留意事項]

- (1) 設置要綱で、地域づくり協議会提案事業で取得した備品について、地域づくり協議会提案事業備品台帳を提出しなければならないと規定しているにもかかわらず、提出させていなかった。要綱で定められた提出物は、漏れなく提出するよう相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。
- (2) 協議会交付金で取得した備品等の財産の管理について、設置要綱等で規定していなかった。一宮市補助金等交付規則第17条では財産処分の制限について定めており、当該備品等についても規定が不可欠であると考えられるので、財産の管理及び処分について、要綱で定められたい。
- (3) 設置要綱で、協議会交付金の交付申請その他の手続については、一宮市補助金等交付規則に準じるよう定めており、一宮市補助金等交付規則第11条第1項で、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了した日から1ヶ月以内に補助事業等完了報告書を市長に提出しなければならないとされているが、提出期限を超過している団体があった。提出期限内に書類を提出するよう指導されたい。